

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	矢巾町
4. 届出番号	16
5. 独自利用事務の事例番号	108-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/2016020800481/

執行機関名 矢巾町長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者及び障がい者に対するやさしい住まいづくり推進事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの(身体障がい者に対するもの)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年矢巾町条例第33号)別表第1 第8の項 高齢者及び障がい者に対するやさしい住まいづくり推進事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第1条	矢巾町高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業補助金交付要綱(平成8年矢巾町告示第11号)第1
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念に基づき、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	要援護高齢者及び身体障がい者(以下「要援護高齢者等」という。)の自立と介護の負担軽減並びに <u>在宅福祉の向上を図るため、要援護高齢者等の住宅の改善に要する経費に対して、予算の範囲以内で、矢巾町補助金交付規則(昭和37年矢巾町規則第1号。以下「規則」という。)</u> 及びこの告示により補助金を交付するものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		矢巾町高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業補助金交付要綱(平成8年矢巾町告示第11号)